

クラウンアクトについて

2024年1月19日

大野 友也（愛知大学）

○ はじめに

- ・ 自己紹介
- ・ 今日の話のアウトライン
 - ⇒ クラウンアクト制定の背景
 - 何が問題か
 - 訴訟
 - ⇒ クラウンアクトとは
 - ⇒ 日本への示唆

○ 問題の所在

- ⇒ 職場と学校における身だしなみ・髪型の規制
 - 髪型差別についての古い歴史：17世紀にはすでに差別があった¹
 - 現代でもなお髪型に基づく差別の存在
 - 髪型差別に対する異議申し立て

○ 身だしなみ・髪型の規制に対する法規範

- ⇒ 職場について：公民権法第7編（職場における人種差別の禁止）
「雇用主が個人の人種、肌の色、宗教、性別、出身国を理由に、個人の雇用や解雇を怠ったり、拒否したり、あるいは雇用の報酬、契約条件、特権に関して差別したりすることは、違法な雇用慣行である」。
- ⇒ 学校について：公民権法第6編（連邦の助成を受けるプログラムにおける人種差別の禁止）
「合州国内において、全ての人は、人種、肌の色、国籍に基づいて、連邦助成金を受けるプログラムや活動から排除されたり、利益付与を否定されたりしてはならない」。
※ 6編解釈は7編解釈を参照²

¹ Brianna D. Gaddy, *What's Hair Got to Do with It?: How School Hair Policies Violate the United States Constitution*, 6 ALR Accord 155, 161 (2021).

² *Cannon v. Univ. of Chi.*, 441 U.S. 677, 696 (1979).

○ 髪型規制を巡る訴訟

• Ferrell v. Dallas Indep. Sch. Dist., 392 F.2d 697 (5th Cir. 1968)

〈事案の概要〉髪型を理由にダラス市の公立学校への入学を拒否された生徒らがテキサス州憲法、合州国憲法デュープロセス条項違反などを主張して提訴した事案。

〈判旨〉テキサス州憲法は自由と権利の中核となる知識を普及させるため学校を設立する義務を州に負わせており、これにより州は公立学校を設置し、議会はその維持運営のための権限を教育委員会に付与した。

学校におけるトラブルを事前に予測することは難しいため、広い裁量が教育委員会に与えられている。そして各証言によれば長髪が学校でトラブルを引き起こすことが明らかである。

以上のことから、髪型規制は州憲法、合州国憲法に反するものではない。

〈Tuttle 裁判官の反対意見〉髪型は表現の自由で保障されており、これを制限するほどの正当化事由が示されていない。

• Breen v. Kahl, 419 F.2d 1034 (7th Cir. 1969)

〈事案の概要〉ウィスコンシン州の公立高校における髪の長さ規制に違反し退学処分を受けたり、退学させられそうになった生徒らが、校則の違憲性を主張して提訴した事案。

〈判旨〉好きな長さの髪にすること、好きな髪型をすることは、修正 1 条の半影あるいは修正 9 条によって保障される。

規制を合憲とするためにはオブライエンテストをパスせねばならない。州側は長髪が学校生活の妨げになるとするが、それを示す証拠はない。[違憲]

• Jackson v. Dorrier, 424 F.2d 213 (6th Cir. 1970)

〈事案の概要〉髪型を整えるよう規定する高校の校則に反して長髪をしていた Jackson らが髪を切るよう指示されたが従わなかったために停学となった。そこで生徒の両親らが停学の差止めなどを求めて提訴した事案。

〈判旨〉Jackson らの長髪は、何らかの表現行為ではなく、人気を博したいという理由に基づくものであって、修正 1 条の保護を受けない。

プライバシーにかかわる事案であるとも言えない。

• Richards v. Thurston, 424 F.2d 1281 (1st Cir. 1970)

〈事案の概要〉高校の髪型規則に違反したために停学となった原告がその取消などを求めた事案。

〈判旨〉原告の髪が何らかのメッセージを意図したものとは認められず、その点で権利侵害はない。

しかし修正 14 条のデュープロセス条項で保護される「自由」に自身の望む髪型をする権利が含まれる。

品の良さ、礼儀正しさが男子生徒に短髪を求めることを正当化する理由を学校側は提出できていない。

• **Bishop v. Colaw, 450 F.2d 1069 (8th Cir. 1971)**

〈事案の概要〉 ミズーリ州のセントチャールズ高校が、服装規制に定めた長髪禁止規則に違反した **Bishop** を停学処分としたため、この処分を違憲として **Bishop** とその両親が提訴した事案。

〈判旨〉 自身の好むような身だしなみをすることは、憲法で保障されている。他の裁判所の判例によれば、根拠規定は修正 1 条だったり修正 14 条だったり権利章典の半影だったりするが、条項は重要ではなく、こうした判例は総じて憲法は外見の自由を保障するとしているし、我々はそれに同意する。

憲法上の権利は、他者の権利を侵害する場合、制限され得る。では長髪はどうか。学校側は、長髪の生徒は喧嘩っ早く、不衛生であり、成績が悪い傾向があるという。

しかしそれを支える証拠はなく、短髪の生徒でもこうした問題行動をする者たちがいる。長髪の生徒が問題行動をするというのは古い世代の考え方でしかない。また **Bishop** 自身が問題を起こしたことは一度もない。

髪型規制に正当な根拠がないため、規制は違憲である。

• **Karr v. Schmidt, 460 F.2d 609 (5th Cir. 1972)**

〈事案の概要〉 コロラド高校に入学予定だった **Karr** が、校則における髪の長さ規制に違反しているということで入学が認められなかったため、規制の違憲性などを主張して提訴した事案。

〈判旨〉 好きな髪型をするという自由は、憲法で保障されていない。

髪型が象徴的言論であることはまれであるし、**Karr** 自身、何らかのメッセージの伝達を意図したのではなく、単なる個人的な好みだと述べており、修正 1 条で保障されない。

プライバシーは家の中の話であり、外出すればだれもが目にするのできる髪型はプライバシーで保障されず、修正 14 条のデュープロセスで保護されない。

また修正 14 条の「自由」で保障されるのは、表現の自由や信教の自由といった基本的権利である。髪の長さはそのような基本的なものとは言えない。

男女間で異なる長さであり性差別だというのが、性別は、厳格審査をもたらす疑わしい区分ではなく、合理性審査でよい。そしてその審査をパスする。

cf. **Kelly v. Johnson, 425 U.S. 238 (1976)**

〈事案の概要〉ニューヨーク州サフォーク郡警察は頭髪・髭等に関する身だしなみ規制を制定し、警察官に対し長髪やあごひげを禁止した。**Johnson** がこれを違憲と主張して提訴した事案。

〈判旨〉修正 14 条のデュープロセス条項が保障する「自由」には実体的内容が含まれる。そしてこの「自由」には個人の身だしなみについて決定することも含まれる。

しかし原告は警察官であり、警察官は治安維持の義務に基づき、市民とは異なる制約が正当化される。一見して警察官とわかるよう制服着用を求めるように、頭髪についても一定の制約がありうる。長髪禁止は不合理とは言えない。

〈マーシャル裁判官反対意見〉修正 14 条が保障する「自由」は個人の外見についても及ぶ。長髪かどうかは警察官と見分けるかどうかの区別には役立たない。規制に合理性はなく違憲である。

• **Rogers v. American Airlines, Inc., 527 F. Supp. 229 (S.D.N.Y. 1981)**

〈事案の概要〉アメリカン航空に勤務する黒人女性が、ブレイドヘアを禁止する職場の身だしなみ規制の違憲性、違法性を争い提訴した事案。

〈判旨〉ブレイドヘアは自然な髪の成長ではなく、人の手が加えられたものである。また容易に変更できる特徴であって、雇用慣行として差別が許されないような特徴ではなく、人種差別とは言えない。

• **EEOC v. Catastrophe Management Solution, 852 F.3d 1081 (11th Cir. 2016)**

〈事案の概要〉黒人女性 **Jones** は **CMS** 社の求人に応じて面接に行き、採用が決定されたが、その直後に彼女のドレッドヘアを切るよう求められた。それを拒否したところ採用を取り消されたため **EEOC** に申し立てを行い、**EEOC** が **CMS** 社を相手に提訴した。**EEOC** はドレッドヘアなどを職場で禁止することは人種差別であり、公民権法第 7 編に反するなど主張した。

〈判旨〉第 7 編に言う「人種」の定義につき、法は定義をしていない。その場合、一般的な意味として理解されるべきである。

第 7 編制定当時の代表的な辞書によれば、人種とは「肌の色や頭蓋骨のかたちといった何らかの身体的特徴の型を意味する」「先祖伝来の身体的特徴によって区別される人々の区分」などとされる。「社会的構造」として理解する見解は、近年表れ始めた見解にすぎない。

第 7 編に関するこれまでの先例は、人種を、変更し得ない身体的特徴に基づくものとしてきている。他方、髪型は人種的特徴の一つではあるが、可変的なものであって、人種そのものとしては認められてきていない。

「髪質」は変更し得ないため、髪質に基づく差別は人種差別となる。しかし、「髪

型」は変更可能なのであり、ドレッドヘア・ブレイドなどは民族的・文化的に黒人という人種の特徴の一つとは言えるが、第7編にいう「人種」には含まれない。

• **Jones v. Globe Metallurgical, Inc., 2021 WL 1583085 (S.D. Alabama 2021)**

〈事案の概要〉原告 Jones は被告企業に勤務していたところ、2018年に同企業がドレッドヘアを禁止する就業規則を制定し、ドレッドヘアをしていた Jones に対して髪を切るか解雇されるかの選択を迫った。Jones は髪を切ることを拒否し解雇された。そこで第7編違反を主張して提訴した事案。

〈判旨〉ドレッドヘアは変更不可能な特徴ではない。そのため、ドレッドヘアを理由とする職場での不利益取り扱いが第7編に反するものではない。

Jones が人種差別の結果解雇されたことを示す証拠は提出されていない。Jones の解雇は、人種ではなく、髪を切れとの命令を拒否したことが理由である。

• **Arnold v. Barbers Hill Independent School District, (S.D. Tex. 2021)**

〈事案の概要〉原告 Arnold らが黒人文化に即した髪型をしていたところ、校則違反で懲戒処分を受けたため、人種差別、性差別などを主張して提訴した事案。

〈判旨〉校則による髪型規制は、男子生徒にのみ長髪を禁止しており、性差別と言える。

性差別に対しては中間審査が適用される場所、学校側は女子生徒にのみ長髪を認め男子生徒に認めないとする合理的な理由を提出していない。本件校則は合州国憲法の平等保護条項違反である。

○ **クラウンアクト**

• **CROWN Act: Creating a Respectful and Open World for Natural Hair Act**

⇒ 2019年7月のカリフォルニア州での制定を皮切りに、現時点で23州が制定³

• **クラウンアクトの具体的内容**

⇒ カリフォルニア州クラウンアクト⁴

212.1(a) 「人種または民族」には、祖先、肌の色、民族グループの識別、および民族的背景が含まれる。

(b) 「人種」には、髪の質感や保護用の髪型など、歴史的に人種に関連付けられている特性が含まれるが、これらに限定されない。

(c) 「保護的なヘアスタイル」には、三つ編み、髪結い、ツイストなどのヘアスタイルが含まれるが、これらに限定されない。

cf. ニューヨーク州

³ <https://www.thecrownact.com/about>.

⁴ S.B. 188, 2019-2020 Reg. Sess., (Cal. 2019) (codified at Cal. Educ. Code § 212.1).

- すべての生徒のための尊厳法
- 差別禁止となる髪型にブレイドなどを追記 (2019)

⇒ 合州国クラウンアクト (案)

「合州国内のいかなる個人も、髪質や髪型が一般に特定の人種・国籍と結び付けられる場合 (髪がきつくコイル状またはきつくカールしているヘアスタイル、ロック、コーンロウ、ツイスト、三つ編み、バントゥーノット、およびアフロを含む)、その個人の髪質や髪型に基づいて、連邦の財政援助を受けるプログラムや活動への参加から排除されたり、その利益を拒否されたり、差別を受けたりすることはない⁵」。

⇒ 論点：保護されるのは髪型だけ？ or 服装や髭なども含む？

→ 変更不可能な要素のみならず、変更可能な要素も「人種」の定義に含まれるのか？

・・・「人種」概念の拡大？

cf. Bostock 判決 (2020 年)

○ 日本への示唆

・学校の校則 (身だしなみ/髪型) に関する憲法論

⇒ アメリカの場合

- (1) 表現の自由
- (2) プライバシー権⁶
- (3) 人種差別
- (4) 性差別

cf. 服装・髪型の男女差を巡る「性差別」という主張の問題性

・・・女子生徒に対する規制を男子生徒に合わせても合憲となる⁷

⇒ 日本の場合

- (1) 性差別⁸
- (2) 表現の自由⁹

⁵ The Crown Act of 2021, H.R. 2116, 117th Cong. (2021).

⁶ アメリカにおけるプライバシー権論は日本における自己決定権論とほぼ同じである。山田卓生『私事と自己決定』(日本評論社、1987年)。なお 21 頁以下で学校における頭髪規制について触れられている。

⁷ 松原俊介「裁判所による不平等の救済方法に関する一考察—Sessions v. Morales-Santana 判決を中心に—」法政理論 52 巻 4 号 34-35 頁 (2020 年)。

⁸ 熊本地裁 1985 年 11 月 13 日判決。

⁹ 同上。

(3) 自己決定権¹⁰

(4) 人種差別 (?)

→ 議論のしやすさを踏まえると自己決定権が有益では？

・・・日本でも人種差別との議論は可能／文脈次第ではこちらの方が説得的？

¹⁰ 戸波江二「校則と生徒の人権」法学教室 96 号 6 頁 (1988 年)、芹沢斉「子どもの自己決定権と保護」岩村正彦ほか編『現代の法 14 自己決定権と法』147 頁 (岩波書店、1998 年)、松村芳明「校則」宿谷晃弘編『学校と人権』19 頁 (成文堂、2011 年) など。